神戸市建築主事取扱要領(第9版)

神戸市

【本取扱要領について】

本取扱要領は、建築基準法令の解釈・運用に関し、これまで窓口等において 問合せの多い事項、条文理解が困難な事項等について、本市建築主事の取扱い をまとめたものである。

【運用開始日】

第1版 平成21年8月18日

第2版 平成24年8月18日

第3版 平成27年4月1日

第4版 平成29年2月1日

第5版 令和元年8月1日 第5版追補版 令和元年11月25日

第6版 令和2年4月1日

第7版 令和3年9月1日 ※i-06引用条文の項ずれ改正(R4.6.30)

第8版 令和5年8月1日

第9版 令和6年4月1日

【構 成】

i. 総則·雜則

ii. 単体規定

iii. 集団規定

iv. 構造関係

v. 参考資料

vi. その他誘導的取扱い

【凡 例】

法・・・・・・・・・建築基準法 (明示例: 法第○条第○項第○号)

規則・・・・・・・建築基準法施行規則(明示例:規則第〇条第〇項第〇号)

建告·········旧建設省告示(明示例:S〇.〇.〇建告第〇号)

国交告・・・・・・・国土交通省告示(明示例: H○.○.○国交告第○号)

安全条例・・・・・神戸市建築物の安全性の確保等に関する条例

(明示例:安全条例第○条)

住環境条例・・・神戸市民の住環境等をまもりそだてる条例

(明示例:住環境条例第○条)

細則・・・・・・・神戸市建築基準法施行細則(明示例:細則第○条)

審査基準・・・・・神戸市確認審査基準(明示例:審査基準○-△)

【編 集】

神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課

【目 次】

i. 総則・雑則

【法第2条	会】、〈令第1条〉用語の定義	
i -01	家庭用 2 段式駐車装置	••• 1
i −02	車両を利用した工作物	••• 2
i −03	サービス付高齢者向け住宅	··· 3
i -04	フィットネスクラブ等	••• 4
i -05	一戸建ての住宅をモデルとする展示用住宅	··· 5
i -06	共同住宅の棟外モデルルーム	··· 6
i - 07	鉄道高架下建築物の敷地及び建蔽率	8
i −08	建築物の敷地とはみなさない水面等	··· 9
i -09	住宅の用途上不可分の取扱い	··· 10
【法第88条	≨】工作物への準用	
i —10	一敷地に2以上の工作物がある場合の申請	··· 11
【法第92条	🚼 面積、高さ及び階数の算定	
〈令第2条	冷)面積、高さ等の算定方法	
i —11	開放廊下等の床面積	··· 12
i −12	小屋裏物置等	··· 15
i −13	高さ、階数に算入されない部分	··· 17
i —14	軒高	··· 18
i —15	地下建築物の上部の建築物	··· 19
i —16	地盤面の算定方式の取扱い	··· 20
ii. 単体	規定	
【法第27条	入一一人の大学を表示しなければならない特殊建築物	
ii -01	ラック式倉庫と一体となった建築物等の耐火性能	··· 22
【法第28条	₹】居室の採光及び換気	
ii −02	台所の採光	··· 23
ii −03	有効採光面積の算定方法	· · · 24
ii -04	シャッターの採光、換気及び排煙	· · · 26
【法第34条	拿】昇降機	
ii −05	非常用の昇降機の設置免除に係る開放廊下	· · · 27

【法第35条	】特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準		
ii —06	集会場の類似の用途及び制限	• • •	28
ii −07	内装材における下地の範囲	• • •	29
ii - 08	排煙無窓を判定する開口部	• • •	30
〈令第119第	ミ〉廊下の幅		
ii −09	避難経路となる通路の幅員	• • •	31
〈令第123第	ミ〉避難階段及び特別避難階段の構造		
ii −10	屋外階段及び開放廊下に設けることができる格子等	• • •	32
ii —11	避難階段又は特別避難階段の付室に設置する物置等の出入口	• • •	33
ii −12	階段の周囲、アルコーブ等へのガス機器の設置	• • •	34
〈令第126条	全〉屋上広場等		
ii −13	バルコニー、階段等の手すりの高さ及び形状	• • •	35
〈令第126第	その2〉排煙設備の設置		
ii —14	避難経路となる廊下等の排煙及び区画	•••	38
〈令第128第	€〉敷地内の通路		
ii −15	屋外避難階段等からの敷地内の通路	• • •	40
ii −16	地下車庫付2階建て住宅における敷地内通路	• • •	44
〈令第129第	€の2の5〉給水、排水その他の配管設備の設置及び構造		
ii —17	給水管等による竪穴区画、避難階段の床又は壁の貫通	•••	45
【法第35条	の3】無窓の居室等の主要構造部		
ii −18	無窓の居室等の主要構造部	•••	46
【法第36条	】この章の規定を実施し、又は補足するため必要な技術的基準		
〈令第112第	⋛〉防火区画		
ii −19	共同住宅のトランクルーム、物入れ等の区画	•••	47
ii −20	昇降路の防火区画	•••	48
ii −21	既存建築物の昇降路の防火区画	•••	56
ii −22	防火設備の連動制御器の構造	•••	58
〈令第114第	ミ〉建築物の界壁、間仕切壁及び隔壁		
ii −23	防火上主要な間仕切壁が取り付く梁の耐火性能	•••	59
〈令第115第	ミ〉建築物に設ける煙突		
ii - 24	湯沸器等に接続する「排気筒」への防火ダンパー等の設置の禁止	• • •	60
iii. 集団	規定		
【法第43条	】敷地等と道路との関係		
	2階建て以下の戸建住宅の接道		61

iii - 02	水路に接する道路の幅員及び接道の取扱い	··· 62
【法第44条	】道路内の建築制限	
iii - 03	道路内の建築制限	··· 65
【法第48条	】用途地域等	
iii - 04	第一種低層住居専用地域で建築可能な公民館、集会所	··· 67
iii - 05	畜舎の用途規制	··· 68
【法第52条	】容積率	
iii - 06	容積率算定の際の前面道路	••• 69
【法第53条	】建蔽率	
iii - 07	建蔽率の最高限度が定められている地区計画区域内の角地等	\cdots 71
【法第56条	】建築物の各部分の高さ	
iii - 08	道路面と高低差がある敷地の道路斜線制限のセットバック緩和	· · · 72
iii - 09	高さ制限における屋上以外の廊下、バルコニー等の手すり	· · · 73
iii - 10	道路斜線制限に係る建築物の後退距離の算定の特例	· · · 74
iii - 11	北側に水面及び道路がある敷地の北側斜線制限	· · · 75
【法第56条	の2】日影による中高層の建築物の高さの制限	
iii - 12	プラットホーム等に係る敷地の日影による高さ制限の緩和	· · · 76
iii - 13	日影規制の対象となる部分	• • • 77
【法第58条	】高度地区	
iii - 14	高度地区	· · · 78
iii — 15	高さ規制におけるゴミステーション	· · · 79
iv. 構造	関係	
【法笙10条	】敷地の衛生及び安全	
	構造上建築物の部分とみなすドライエリア、袖壁等の範囲	80
	】構造耐力	
	特殊な建築物及び工作物の構造審査	··· 82
	地下車庫付住宅の構造計算	83
1, 00		
v. 参考	資料	
【法第28条	】居室の採光及び換気	
v - 01	児童福祉施設等	··· 84
v - 02	換気設備対象人員算定表	86

〈令第126条の2〉排煙設備の設置				
v -03 排煙設備の異なる室の区画	••• 88			
【法第48条】用途地域等				
v -04 危険物	••• 90			
v-05 主な社会福祉等関連施設の用途規制	··· 93			
v-06 自動車車庫の用途規制	··· 94			
【法第53条】建蔽率				
v-07 細則第11条第1項各号による角敷地等図解	· · · 96			
【法第68条の2】市町村の条例に基づく制限				
v-08 住環境条例における地区計画の区域内の制限について	···98			
【法第88条】工作物への準用				
v-09 準用工作物	•••99			
【法第89条】工事現場における確認の表示等				
v-10 建築現場における鉄骨製作工場名の表示	···101			
【その他関係法令】				
v-11 開発許可等の際に築造する箱型擁壁(地下車庫)の取扱い	· · · 102			
vi. その他誘導的取扱い				
【法第20条】構造耐力				
vi-01 人工地盤等を有する建築物の構造安全性	••• 103			
vi-02 駐車場における自動車転落事故防止対策	· · · 104			
【法第34条】昇降機				
vi-03 共同住宅のエレベーターにおける防犯対策の仕様	· · · 106			
vi-04 自動運転方式のエスカレーター	· · · 107			